【麻薬及び向精神薬取締法】（抜すい）

（廃棄）

第２９条

麻薬を廃棄しようとする者は、麻薬の品名及び数量並びに廃棄の方法について都道府県知事に届け出て、当該職員の立会いの下に行わなければならない。ただし、麻薬小売業者又は麻薬診療施設の開設者が、厚生労働省令で定めるところにより、麻薬処方せんにより調剤された麻薬を廃棄する場合は、この限りでない。

（廃棄の届出）

第３５条第２項

麻薬小売業者又は麻薬診療施設の開設者は、第２９条ただし書の規定により、麻薬処方せんにより調剤された麻薬を廃棄したときは、３０日以内に、その麻薬の品名及び数量その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

【麻薬及び向精神薬取締法施行規則】（抜すい）

（廃棄の届出）

第１０条

法第２９条の規定により麻薬の廃棄を届け出ようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書（別記第１１号様式）をその麻薬業務所の所在地（麻薬取扱者以外の者にあっては、廃棄しようとする麻薬の所在場所）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(1)　申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所所在地）

(2) 免許証の番号及び免許年月日

(3) 免許の種類

(4) 麻薬業務所の名称及び所在地

(5) 廃棄しようとする麻薬の品名及び数量

(6)　廃棄の年月日

(7)　廃棄の場所

(8)　廃棄の方法

(9) 廃棄の理由

（廃棄の方法）

第１０条の２

麻薬小売業者又は麻薬診療施設の開設者は、麻薬処方せんにより調剤された麻薬を廃棄するときは、焼却その他の麻薬を回収することが困難な方法により行わなければならない。

（廃棄の届出）

第１２条の６

法第３５条第２項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所所在地）

(2) 免許証の番号及び免許年月日

(3) 免許の種類

(4) 麻薬業務所の名称及び所在地

(5) 廃棄した年月日

(6) 廃棄の方法

(7) 廃棄の理由

２　麻薬小売業者又は麻薬診療施設の開設者は、法第３５条第２項の規定により届け出ようとするときは、別記第１９号様式による届出書を、その麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（別記第１９号様式略）